

秦野市名水はだの富士見の湯条例を制定することについて

秦野市名水はだの富士見の湯条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的とする施設として、秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営する「はだのクリーンセンター」の熱エネルギーを有効利用した名水はだの富士見の湯を設置するとともに、その管理等について定めるため、制定するものであります。

秦野市名水はだの富士見の湯条例

(目的)

第1条 この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営する「はだのクリーンセンター」の熱エネルギーを有効利用した名水はだの富士見の湯（以下「富士見の湯」という。）を設置するとともに、その管理、運営等について定めることにより、市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 富士見の湯を秦野市曾屋4553番地の1に設置する。

(施設の内容)

第3条 富士見の湯に、共用で使用することができる施設（以下「共用施設」という。）として、入浴施設、休憩施設及び飲食提供施設を置く。

- 2 富士見の湯に、専用して使用することができる施設（以下「専用施設」という。）として、貸切浴室及び貸切休憩室を置く。
- 3 前2項に規定するもののほか、富士見の湯の附属施設として駐車場を置く。

(使用の承認)

第4条 共用施設の使用に係る市長の承認は、その使用料の納付があったときに行われたものとする。

- 2 専用施設を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、富士見の湯の管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(使用料の額等)

第5条 共用施設及び専用施設の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 駐車場の利用料は、規則で定める場合を除き、無料とする。
- 3 共用施設又は専用施設の利用者は、その施設の使用前に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、規則で定めるところにより共用施設又は専用施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第7条 既納の使用料及び利用料は、還付しない。ただし、共用施設又は専用施設を使用するものの責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全額又は一部を還付することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共用施設又は専用施設の使用を承認しない。

- (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 富士見の湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第9条 専用施設の利用者は、承認を受けた目的以外に専用施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、共用施設又は専用施設の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、共用施設又は専用施設の利用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(特別の設備等)

第11条 専用施設の利用者は、その使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 専用施設の利用者は、専用施設の使用を終了したとき又は前条ただ

し書の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備の変更をしたときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を中止されたときも、また、同様とする。

2 専用施設の利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用をその者から徴収することができる。

(入館の制限等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、富士見の湯への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第14条 共用施設若しくは専用施設の利用者又は駐車場の利用者は、富士見の湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による運営)

第15条 市長は、富士見の湯の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせて運営する。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第8条及び第

10条から前条までの規定の適用については、これらの規定（第12条の規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第10条の規定中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とし、第12条の規定中「本市」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第5条第1項に定める使用料の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

- 4 駐車場の利用料は、指定管理者の収入として収受させる。
- 5 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第16条 指定管理者が富士見の湯の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第17条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 一層の集客を図るための自主事業のプランを用意していること。
- (5) 本市の財政面に貢献するものであること。

2 市長は、指定管理者候補を公募により選定する。この場合において、次条第1項に規定する名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の設置)

第19条 市長の求めに応じ、指定管理者候補を選定することについて意見を具申するため、名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、5名以内の委員により組織する。
- 3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(管理協定の締結)

第20条 指定管理者となるものは、本市との間で富士見の湯の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、富士見の湯について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(事業報告の聴取等)

第22条 市長は、富士見の湯の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第23条 指定管理者は、故意又は過失により富士見の湯の施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生

じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第25条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第17条から第20条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第76号を第77号とし、第75号の次に次の1号を加える。

(76) 名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第75号まで」を「前条第1号から第76号まで」に改め、同条第2項中「前条第76号」を「前条第77号」に改める。

別表第1に次のように加える。

名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の委員	同 7, 800円
-------------------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第75号まで」を「条例第1条第1号から第76号まで」に、「条例第1条第76号」を「条例第1条第77号」に改める。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

3 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(23) 名水はだの富士見の湯

別表（第5条関係）

区分		単位等			使用料の額
共用 施設	入浴料（平日）	3時間まで	市内の者	大人	800円
				子ども	400円
			市外の者	大人	900円
				子ども	450円
	入浴料（土曜日、日曜日及び休日）	3時間まで	市内の者	大人	900円
				子ども	450円
			市外の者	大人	1,000円
				子ども	500円
3時間を超えるとき、1時間につき	大人	200円			
	子ども	100円			
貸切浴室の使用料	1時間につき				1,000円
					1,000円

備考

- 3時間までの入浴料を納付した者が現に使用した時間が3時間を超えたときは、退館時に加算額を徴収する。
- 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（休日である場合を除く。）を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 使用料に係る時間は、現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 「市内の者」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
なお、伊勢原市民（伊勢原市に住民登録のある者をいう。）は、市内の者とみなす。
- 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。

- 6 「大人」とは、義務教育課程終了後の者を、「子ども」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。
- 7 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。
- 8 会議等のために貸切休憩室を使用する場合で、入浴施設又は貸切浴室を使用しないときは、貸切休憩室の使用料のみを徴収する。

秦野市名水はだの富士見の湯条例施行規則制定案要綱

1 開館時間

午前 10 時から午後 10 時までとする。

2 休館日

毎月第 2 水曜日とする。

3 駐車場の利用料の要件、額等（条例第 5 条関係）

条例第 5 条第 2 項の規則で定める場合とは、共用施設又は専用施設の使用者及び地元自治会が主催する会議又は事業の参加者以外のものが利用する場合並びに開館時間外に利用する場合とし、利用料の額は、1 時間につき 100 円とする（1 時間を超えない部分は、1 時間とみなす。）。

4 使用料の減免（条例第 6 条関係）

使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地元自治会が主催する会議又は事業のために貸切休憩室を使用するときは、貸切休憩室使用料を 50 パーセント減額する。
- (2) 共用施設を使用する者が 10 回の使用料を納付したときは、次の 1 回分の使用料を免除する。
- (3) 共用施設を使用する者が事前に本市が発行した割引券（有効期間内のものに限る。）を使用するときは、その割引率に応じた使用料を減額する。
- (4) 富士見の湯の設置目的を増進するための使用で、市長が公益上必要と認めるときは、市長がその都度定める額を減額する。

5 入館者の遵守事項

入館者は、富士見の湯において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認されたもの以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。
- (2) 承認を受けずに室内、ロビー、廊下等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 備付けの設備、器具等を富士見の湯の外に持ち出さないこと。
- (4) 動物の類（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に規定する身体障害者補助犬を除く。）を館内に入れしないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 定められた場所以外で喫煙しないこと。

- (7) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

6 指定管理者選定委員会の委員（条例第19条関係）

名水はだの指定管理者選定委員会の委員は、5名とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) サービス業関係者
- (3) 地元自治会の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

7 様式

規則の規定により使用する様式を定める。